

規制シート

(別紙1)

080198100590002

平成26年12月4日

規制の名称	キャッシュアウトサービスの明確化	所管府省	金融庁
根拠法令等	銀行法施行規則第13条の6の4	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	総務企画局企画課信用制度参事官室 信用制度参事官 佐藤 則夫
規制目的	金融機関の態勢整備を求めることにより、顧客保護を図ること		
規制内容の概要	事業会社は、銀行代理業者の許可を得れば、キャッシュアウトサービスを行うことができる。 金融庁長官が定める者は、ATM等による預金の払出し業務を行うことができる。	関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	銀行代理業制度の導入により、事業会社は許可を得ることにより、銀行代理業を行うことが可能となった。(平成17年銀行法改正) 銀行がATM等による預金の払出し事務を金融庁長官が定める者に委託することが可能となった。(平成14年銀行法施行規則改正)	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	平成12年金融審議会報告で指摘された論点(顧客情報保護の観点やカードの悪用やトラブル等による損害の補償分担等)等を踏まえ、預金者保護と、利便性の向上等の観点から、決済関連サービス全体との整合性に留意しつつ、キャッシュアウトサービスのあり方を検討する。	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持・改革
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)			
見直し条項	銀行法施行規則第13条の6の4		
次の見直し時期	未定		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>